

鎌倉市教育委員会
教育長 米倉雄二郎 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会長 金子正史



鎌倉市教育委員会の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について
(答申)

平成6年10月3日付け鎌教委青第45号をもって諮問のありました、鎌倉市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第9条第2項第4号に規定する利用及び提供の制限については、条例制定以前からの経緯並びに各団体での準備作業等を考慮して、今年度に限り認めることとしましたので、答申します。

なお、来年度以降については、各団体において該当者の調査をされるよう、条例の趣旨を十分説明し、理解を得るよう努められたい。

また、この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営が図られるよう特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 条例の運用に当たっては、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に注意すること。
- 2 今回の個人情報の提供は、自治会・町内会等行政機関以外への個人情報の提供であることから、提供に際しては、個人情報の秘密の保持、第三者への提供禁止など、個人情報の保護措置を講ずるよう指導することはもとより、使用済の情報については、速やかに廃棄するなど、条例制定の趣旨にのっとり、最大限の注意を払うよう要請されたい。

《複製》

1 鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

個別

番号	事務担当課	事務の名称	個人の類型	利用・提供する記録の名称	利用・提供する理由	利用提供先
16	青少年課	成人のつどい	該当者	成人のつどい 該当者名簿	自治会・町内会等 が独自で祝いを行 うため。	自治会・町 内会・光明 寺